

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!



週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

12月9日発行

Vol.237

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

12/6 日 南相馬市HP「フォトレポ」から

野馬追の里健康マラソン・ウォーキング大会

市スポーツ復興祈念第28回野馬追の里健康マラソン大会・第10回ウォーキング大会が、雲雀ヶ原陸上競技場を発着点とするコースで開かれました。



2ページをご覧ください。

目次

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- 野馬追の里健康マラソン・ウォーキング大会 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 7
- 双葉町 ----- 10
- 大熊町 ----- 12
- 富岡町 ----- 16

●三条市News

- 豊岡市からのプレゼントを留守のため受け取れなかった方へ ----- 19

●交流ルームひばり通信

- お世話になった豊岡市への感謝の気持ちをお伝えしませんか ----- 19
- 12月の「ひばり」 ----- 20



ふくしまからはじめよう。

Future From Fukushima.

12/6 日 野馬追の里健康マラソン・ウォーキング大会

市スポーツ復興祈念第28回野馬追の里健康マラソン大会・第10回ウォーキング大会が、雲雀ヶ原陸上競技場を発着点とするコースで開かれました。冬空の下、県内外の約3,000人が出場し、年代や男女別の32部門で健脚を競いました。

ハーフマラソンは、一般男子39歳以下で本市出身の佐久間祥さん（亜細亜大学）が、一般女子フリーで野尻あずささん（富山県）がそれぞれ優勝しました。



一斉にスタートするハーフの出場選手



ゴール周辺では激しく競り合っていました



力強い選手宣誓で大会は幕開けしました



出場者らには温かい豚汁が振る舞われました



子どもたちも元気に駆けていました



サンダーボルトポーズで優勝を喜ぶ選手



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数（南相馬市HPから）

【都道府県別】

平成27年12月3日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	4,375	群馬県	155	京都府	22	長崎県	8	奈良県	1
宮城県	1,547	山梨県	67	大阪府	21	熊本県	6	島根県	1
山形県	602	北海道	67	青森県	17	富山県	5	高知県	1
新潟県	602	長野県	65	福井県	15	大分県	5	和歌山県	-
東京都	596	秋田県	50	沖縄県	15	三重県	4	鳥取県	-
茨城県	553	岩手県	47	岡山県	12	宮崎県	4	徳島県	-
埼玉県	522	静岡県	39	岐阜県	10	香川県	3	鹿児島県	-
栃木県	402	兵庫県	31	滋賀県	9	愛媛県	3	海外	10
千葉県	332	石川県	31	広島県	8	佐賀県	3	合計	10,634
神奈川県	328	愛知県	30	福岡県	8	山口県	2		

(11/26 10,675)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	1,119	喜多方市	40	棚倉町	13	泉崎村	4
相馬市	1,106	本宮市	31	西会津町	13	広野町	4
いわき市	613	会津坂下町	24	田村市	12	小野町	3
郡山市	481	西郷村	23	磐梯町	9	天栄村	2
会津若松市	208	鏡石町	19	会津美里町	8	鮫川村	2
新地町	191	三春町	17	金山町	7	浅川町	2
二本松市	108	桑折町	16	矢祭町	6	国見町	1
伊達市	93	猪苗代町	16	古殿町	6	合計	4,375
須賀川市	81	川俣町	15	北塩原村	5		
白河市	58	南会津町	14	矢吹町	5		

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	34,861人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,609人
	市内の仮設住宅	3,875人
	市内転居	4,987人
	計	47,332人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	10,634人
	（うち福島県外）	(6,259人)
	計	10,634人
その他	死亡（震災以外の死亡含む）	4,329人
	転出	9,249人
	所在不明	17人
	計	13,595人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成27年 12月3日現在の 居住者数
小高区	12,842人	-
鹿島区	11,603人	13,437人
原町区	47,116人	41,726人
計	71,561人	55,163人

(他市町村からの避難者2,253人)

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

中間指針の改定を求める要望書

12月7日HP更新

原子力損害賠償紛争審査会会長
能見善久様

中間指針の改定を求める要望書

平成27年12月4日

福島県南相馬市長 桜井勝延

1 財物賠償について

不動産に対する財物賠償については、貴会が平成24年3月16日に策定したいわゆる中間指針の第2次追補において、帰還困難区域内の不動産の財物価値の減少を全損と評価する一方、居住制限区域及び避難指示解除準備区域(以下「両区域」といいます。)内の不動産については、避難指示解除までの均等を考慮して「一定程度減少したもの」と推認すると定められています(同追補「第2 政府による避難指示等に係る損害について」第4項)。

これを受けて東京電力株式会社は、現在、本市の両区域内の不動産に対しては、原発事故発生直前の価値に60/72の割合を乗じた価格による賠償を行っております。

しかし、こうした両区域内の不動産について避難指示解除までの期間に応じた割合による賠償は、同区域内の不動産の現状に適合したものではありません。

原発事故から既に4年9か月が経過し、管理・使用ができなかったことによる両区域内の土地、建物の荒廃は進んでおり、その程度は帰還困難区域内のものとは変わりありません。両区域については、日中の立入りが可能であるとはいえ、区域内における宿泊が長く制限されてきたことで不動産の補修、清掃その他の管理行為を行う時間は極めて限られてきました。限られた時間では建物・土地の荒廃を完全に食い止める管理行為を行うことは困難であるため、荒廃の状況は帰還困難区域と変わることはありません。

加えて、平成28年4月に避難指示が解除されても、住民が両区域内で原発事故前と同じ生活を取り戻すまでには相当期間を要すると考えられ、その期間は、少なくとも1年以上要すると予想されます。そのため住民が、地域に戻り実際に不動産の管理を始められるまで、原発事故後6年を経過すると推認されます。

以上の点から本市の両区域内の不動産は、全損と評価されるべきです。

2 精神的損害賠償について

中間指針において、賠償すべき精神的損害と明記されているのは、政府等による避難指示等に基づき避難または、自宅に戻れなくなったことにより、あるいは屋内退避をしたことにより「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害された」ことにより生じた精神的苦痛です(中間指針「第3 政府による避難指示等に係る損害について」第6項、指針I)。

これを受けて、東京電力株式会社の直接請求では、上記の精神的損害賠償の他は、生命身体損害に関する精神的損害及び中間指針第四次追補に示された帰還困難区域等の住民に対する精神的損害以外は賠償がされていません。

しかし、原発事故により被災住民が被った精神的苦痛は上記のものにとどまりません。被災した

次ページへ続きます 

住民は、従来の生活にはなかった原発事故により放出された放射性物質による被ばくを避けるため行動をする負担を強いられています。山への立入りや、海での遊泳が禁止されている所もあります。農作物についても作付が制限されたり、生産しても摂取が制限されたり、検査を行わなくては出荷・摂取ができない物もあります。避難区域の設定により、交通網が寸断され従前のような自由な通行が制限されています。行動の制限や住民が避難したことにより、あらゆる地域で従来の地域のつながりの大半が失われています。

こうした原発事故により生じた生活環境及び自然環境の激変による精神的苦痛は、そうした変化を突き付けられた者には通常生じうるものであるもので、原発事故と相当因果関係が認められる損害です。また、この精神的苦痛は、共通した環境の変化によるものなので、一定の共通した環境の中にあつた者には共通して生じうるものです。

したがって、コミュニティの崩壊、従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等に基づく精神的損害は原発事故の被災住民に対し共通して賠償すべき損害です。

3 不合理な賠償格差の是正について

中間指針においては、避難指示等が行なわれた対象区域とそれ以外の区域で賠償すべき損害が区別されています。一方で、同指針では、原子力損害の範囲として一般の不法行為に基づく損害請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はないとし(同指針「はじめに」、「第2 各損害に共通する考え方」)、原発事故と相当因果関係の認められる損害は、同指針に明記されていなくても賠償の対象となる考え方をとっています。

しかし、東京電力株式会社は、中間指針に明記してある内容のみに従って賠償を行っており、原子力損害賠償紛争解決センターも、同指針に明記してある損害の範囲と大きく異なる判断をすることがありません。そのために、同指針で対象区域以外に居住していた者に、対象区域に居住していた者と同様の原発事故と相当因果関係の認められる損害が生じていても賠償がなされないという状況が生じています。このような損害賠償の有無の差は不合理な格差であり、是正されるべきです。

現在の東京電力株式会社及び原子力損害賠償紛争解決センターの原子力損害に関する考え方では、中間指針が法律と同等に扱われていることから、単に総論としてだけでなく、対象区域内で賠償すべき損害と明記されている損害が対象区域外で生じたときも賠償するとの指針を明記することが、このような不合理な賠償の格差を是正する最も有効な手段です。

以上の点から、下記の事項を強く要望いたします。

記

- 1 避難指示の解除の時期に関わらず、現状の居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の被災状況に即し、同区域内の不動産の価値減少の程度を全損と推認することを指針として示すこと。
- 2 原発事故被災地の住民(現在も避難指示が行われている地域以外も含む)が被った精神的苦痛のうち、コミュニティの崩壊、従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等によるものを賠償すべき損害であることを指針として示すこと。
- 3 いわゆる避難指示等による区域割の基準を絶対とせず、区域内外に関わらず同等の被害実態が存在する場合には同等の賠償をすべき旨を指針として示すこと。

以上

第2回 市外で避難生活を送る南相馬市民との懇談会

南相馬市では、避難指示区域から市外に避難している皆さんを対象に懇談会を開催します。ぜひご参加ください。

なお、新潟県内では、12月12日に、新潟市と柏崎市でも開催します。

とき **12月13日**  午前10時～（約2時間を予定しています）

ところ 三条市総合福祉センター 1階 教養娯楽室（和室）

対象 南相馬市の避難指示区域から避難している方
※対象世帯には案内を郵送しています。

内容

- ・避難指示区域内の復旧・復興事業の取り組み状況
- ・平成28年4月の避難指示解除目標に向けた意見交換 など

問い合わせ 南相馬市役所 復興企画部 企画課 帰還支援係 **TEL** 0244-24-5223



みなみそうまチャンネル。
Channel assist by
yoozma
www.yoozma.jp



電話でのお問合せ
TEL:0244-24-1222

今週の番組（60分）※パソコン視聴・アクトビラ配信

1. オープニング&今週の番組 [0分～]
 2. 避難指示区域解除に向けた
避難指示区域内市民説明会 [2分～]
 3. 平成27年度 南相馬市金婚祝賀会 [42分～]
 4. 市役所便り 商工労政課
南相馬市プレミアム商品券の利用期限 [57分～]
 5. 旧警戒区域ライブカメラのお知らせ [59分～]
- リクエストアワー[午前10時~/午後4時~/午後8時～]
1. 南相馬市長と原子力規制委員会委員長との意見交換

番組内容[12/9～12/16]

今週は、避難指示区域解除に向けた市の取り組み、除染の状況などについての市民説明会や、結婚50周年をお祝いする南相馬市金婚祝賀会の様子などをお届けします。

- 旧警戒区域ライブカメラ
- ・午前8時59分～
 - ・午後0時59分～
 - ・午後3時59分～





浪江町からののお知らせ

国に対して「国道114号整備」の要望活動をしました（町議会）

12月3日HP更新

要望活動実施日

11月26日（木）

要望活動先

- ・国土交通副大臣
- ・自由民主党復興加速化本部本部長代理

※今回の要望は、正副議長と産業・建設常任委員会のメンバーで実施しました。

要望の趣旨

国道114号は古くから双葉地方と県都を結ぶ重要路線として利用されてきました。

その後、高度経済成長による自動車の普及により道路が改良され、舗装、二車線化が進められてきました。しかし、それでもなお狭隘な箇所が残っており、地域住民も大震災前から拡幅を要望し、柵平工区については整備計画もできておりました。

今後、近隣の除染廃棄物仮置き場から中間貯蔵施設への本格輸送が始まると、車両のすれ違いに支障がでてくることが予想されます。

また、現在進められている廃炉作業は、今後数十年の長きに亘り継続されるため、緊急事態を想定した避難のための道路が必要です。南北方向へは、高速自動車道をはじめ、国道や県道の整備が進められてきましたが、西方向への整備は十分とは言えません。

去る6月12日に政府は、平成29年3月までに帰還困難区域を除く二区域の避難指示を解除することを閣議決定しました。

しかしながら、解除後の双葉地方、特に浪江町内の医療環境が十分でないことは容易に推察できます。町が設置を計画している公設診療所は一次医療であり、重傷・重篤な患者の処置はできません。

そのため、双葉地方と高度専門医療を担う中核機関である県立医大附属病院を結ぶ「命の道路」の整備は喫緊の課題です。

現在、町は「道の駅」機能を備えた「交流・情報発信拠点」基本計画の策定を進めています。これは役場を含めた復興の拠点の重要施設であり、道路管理者が整備する「道の駅」機能も重要なものとなります。

よって、下記事項の一刻も早い実現のため、福島県への特段なる支援を要望します。

要望事項

- 一、国道114号の「命の道路」「避難道」「復興道」としての全面改良整備
- 一、着手された浪江拡幅二工区の早期完了
- 一、町の「交流・情報発信拠点」に併設が予定されている「道の駅」機能の早期整備

問い合わせ

議会事務局

TEL 0243-62-0196

幾世橋小学校の環境整備を行いました

12月8日HP更新

浪江町教育委員会では11月26日(木)、幾世橋小学校で環境整備事業を行いました。

当日は幾世橋地区の皆様に加え、一般のボランティアの方々、また浪江町教育委員会の職員と幾世橋小学校の校長、東京電力社員ら総勢40人ほどが参加をして、除草などに取り組みました。

特に、ボランティアの中には遠く愛知県から参加をされた方もおり、冬の冷たい雨の降りしきり中の作業となりましたが、地域のシンボルである学校を皆で整備を行い、大変有意義な活動となりました。



問い合わせ

教育委員会事務局

TEL 0243-62-0301

「貴布祢」年末年始は休館します

12月3日HP更新

期間 12月29日(火)～平成28年1月3日(日)

※ 1月4日(月)からは通常開館します。

休憩は役場本庁舎をご利用ください(午前8時30分～午後5時15分 日直対応)。

問い合わせ

帰町準備室 庶務係

TEL 0240-34-2111

浪江町HP「つながろう なみえ」から

国道114号沿線に非常電話を設置

浪江町を東西に横切るメイン道路、国道114号。

このうち、山間部を通る室原滝平～赤宇木櫛平間は携帯電話の電波が届きません。

この区間の緊急連絡用に、すでに復旧済みの公衆電話4台に加えて、このたび非常電話3台が設置されました。事故などの際の速やかな連絡に使用できます。

でも、出番は少ないほうがいいですね。町内に立ち入る方は、スピードの出しすぎや事故などに十分注意して安全運転をお願いします。

(なお、この非常電話がつながるのは警察または消防のみです。警察・消防以外と通話したい場合は公衆電話をご利用ください。)



壊れてしまったふるさとの思い出に花を

11月28日(土)、南相馬市小高区にある同慶寺で、「はま・なか・あいづ文化連携プロジェクト」さんによる「大堀相馬焼に花を生ける」というワークショップが行われました。

浪江の誇る伝統工芸品「大堀相馬焼」の里、浪江町大堀地区は、残念ながら現在は帰還困難区域となっています。このイベントでは、23あった窯元のひとつ「春山窯」より震災で割れてしまった陶器を譲り受け、同慶寺の本殿に並べて、20人ほどの人たちと花を生けたということです。関係者の方から、その見事な写真をお送りいただきました。ありがとうございました。





双葉町からのお知らせ

臨時福祉給付金の申請はお済みですか？

12月3日HP更新

臨時福祉給付金は、平成26年4月からの消費税引き上げに伴い、所得の低い方々への負担を緩和するため、暫定的・臨時的に支給するものです。

平成27年度町民税の課税状況から対象の条件を満たすと思われる方に、申請書をお送りしています。

期限が近づいていますので、申請がお済みでない方は早めに申請をお願いします。

申請期限 12月25日(金) ※郵送の場合、当日消印有効

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

双葉町民の避難状況

【都道府県別】

平成27年12月1日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	19	埼玉県	869	岐阜県	10	鳥取県	-	佐賀県	4
青森県	19	千葉県	172	静岡県	36	島根県	17	長崎県	5
岩手県	8	東京都	347	愛知県	5	岡山県	3	熊本県	2
宮城県	226	神奈川県	189	三重県	-	広島県	4	大分県	6
秋田県	14	新潟県	166	滋賀県	1	山口県	-	宮崎県	-
山形県	38	富山県	13	京都府	10	徳島県	-	鹿児島県	16
福島県	4,051	石川県	15	大阪府	5	香川県	-	沖縄県	4
茨城県	451	福井県	9	兵庫県	2	愛媛県	5	海外	4
栃木県	157	山梨県	11	奈良県	-	高知県	-	合計	6,978
群馬県	40	長野県	16	和歌山県	-	福岡県	9		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	332	南相馬市	204	棚倉町	11
会津若松市	76	伊達市	17	塙町	9
郡山市	729	本宮市	52	平田村	6
いわき市	2,019	大玉村	5	三春町	13
白河市	238	鏡石町	9	広野町	23
須賀川市	55	猪苗代町	21	新地町	7
喜多方市	9	会津坂下町	16		
相馬市	54	会津美里町	13	その他	23
二本松市	19	西郷村	39	合計	4,051
田村市	21	矢吹町	31		

所在	人数
福島県内に避難している方	4,051
福島県外に避難している方	2,927

* 所在不明者 5人
うち津波による行方不明者 1人
* 死亡者 433人
うち災害関連死亡者 153人

「まちの話題～ブログふたばのわ～」から

団結力と優しさいっぱい～県北ふたば会忘年会

12月4日(金)、県北ふたば会忘年会が開催されました。昨年よりも会員が増えたという当会。忘年会には42人の方が参加しました。前半は町政報告会が行われ、直接、伊澤町長から、震災直後から現在までの町の動きについて説明を受け、「自分の知らない町の動きを知ることができた。参加して良かった」という声が聞かれました。



後半は、おいしいお食事を囲みながらの忘年会。毎年恒例、カラオケ大会と大抽選会が行われました。始めに、県北ふたば会鴻崎会長から「参加率の高さは会員のみなさんの協力度の表れ」と日頃からのご協力に対し、感謝の気持ちが述べられました。



乾杯の後、参加者の一人が「県北ふたば会の歌」を即興、アカペラで歌い、にぎやかにカラオケ大会がスタートしました。県北ふたば会のカラオケと言えば紙テープ。ステージに向かって色とりどりの紙テープを投げるシーンでは会場全体がにぎわいました。

そして大抽選会。くじ引きで番号が読み上げられると「当たった～」との声が！人気の景品である大きなシクラメンの花を皮切りにどんどん景品があたります。3人の名司会によって今日一番の盛り上がりとなりました。



大熊町からのお知らせ

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報取得にご注意を！

12月4日HP更新

町民の皆さまにマイナンバーをお知らせする通知カードですが、国のカード作成業務が大幅に遅れており、お手元に届くまでまだ時間がかかる方もいると思われま

す。大熊町役場では、通知カードが手元に届く前に、マイナンバーを確認したい方に、マイナンバーを記載した住民票を発行しています。マイナンバーは重要な個人情報であるため、通常の住民票より発行の条件が厳しくなっています。マイナンバーを記載した住民票を請求する場合、事前に住民課住民係までお問い合わせください。

内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどにマイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報を取得しようとする電話、メール、手紙、訪問などに関する情報が寄せられています。

マイナンバーの利用範囲は法律で社会保障、税、災害対策の3つの行政分野に限られており、マイナンバーを利用する手続きでは、原則、顔写真付きの身分証明書などで本人確認を徹底することになっています。

マイナンバーの通知や利用などの手続きで、口座番号などを電話などで聞くことはありません。不審な電話やメールはすぐに切るか無視することとし、内閣府のマイナンバー専用コールセンターや消費者ホットラインに連絡・相談いただくか、内容によっては、すぐに警察の相談専用窓口や特定個人情報保護委員会の苦情あつせん相談窓口をご利用ください。


《このような電話などに注意してください》

- マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、
 - ・ 国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。
 - ・ ATMの操作をお願いすることも一切ありません。
- 電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。
- マイナンバーの関連であることをかたったメールが送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が明らかなものを除き、安易に開封しないよう、注意してください。
- 「なりすまし」の郵送物にご注意ください！
 - ・ マイナンバーは、「通知カード 個人番号カード交付申請書 在中」、「転送不要」と赤字で書かれた封筒に入って、簡易書留で各世帯に郵送されます。普通郵便でポストに入っていることはありません。また、配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりすることはありません。

次ページへ続きます 

- ・返信用封筒には、顔写真や個人情報を含んだ申請書を入れていただくことにしています。返信用封筒の宛先が「地方公共団体情報システム機構」であるかご確認ください。また、個人番号カードの交付申請書に口座番号などを記載することはありません。
- 「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。



【マイナンバー制度全般のご相談】

- マイナンバー総合フリーダイヤル  0120-95-0178

平日 午前9時30分～午後10時

土日祝日(年末年始を除く) 午前9時30分～午後5時30分


※ 一部IP電話などでつながらない場合は、次の連絡先までおかけください。

- ・ 通知カード、個人番号カードについて  050-3818-1250
- ・ その他の問い合わせについて  050-3816-9405

【不審な電話などを受けたら】

- 消費者ホットライン  188(いやや!)

※原則、最寄りの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内しますので、相談できる時間帯は、お住いの地域の相談窓口により異なります。

- 警察 相談専用電話  #9110

または最寄りの警察署まで

※ #9110は、原則、平日の午前8時30分～午後5時15分

各都道府県警察本部で異なります。土日祝日・時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き、当直または留守番電話で対応

【マイナンバーが含まれる個人情報(特定個人情報)の取り扱いに関する苦情】

- 特定個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口  03-6441-3452

※平日 午前9時30分～午後5時30分

問い合わせ

住民課 住民係

 0120-26-3844(代)

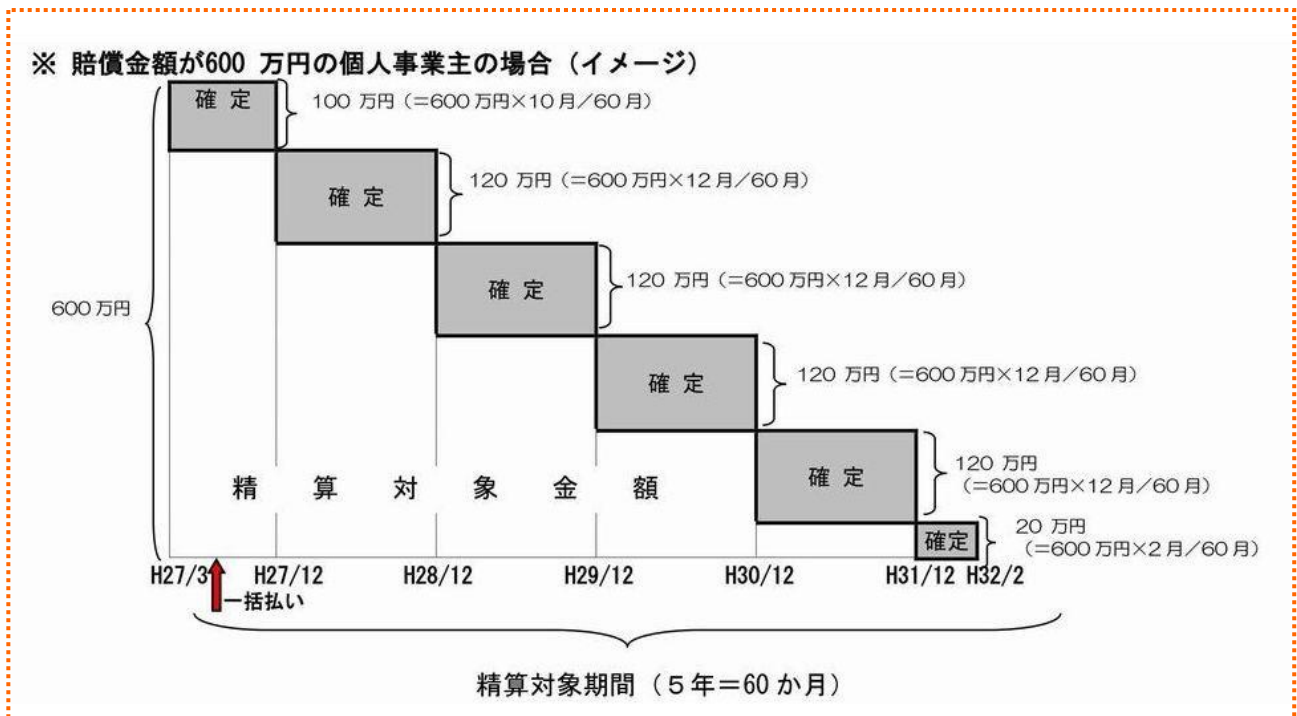
東京電力から支払いを受ける営業損害(将来分)に対する 賠償金の所得税法上の取扱い等について

避難指示などにより業務に従事することができなかったことやいわゆる風評被害などによる減収分に対して支払いを受ける賠償金は、事業所得等の収入金額になります。

新たな営業損害賠償として一括で支払いを受ける営業損害(将来分)に対する賠償金^{※1}については、一定の事実が生じた場合には精算することが予定されているため、その精算の対象期間(5年=60カ月)中の時の経過に応じ、精算の対象期間中の各年分の収入^{※2}として事業所得等の収入金額に算入します(中小法人の収益計上時期についても同じです)。

※1 平成27年3月(避難指示区域外にあっては平成27年8月)以降将来にわたる損害に対して、減収率100%の年間逸失利益の2倍(避難指示区域外にあっては直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍)が一括して支払われることとされています。

※2 毎月、賠償金の額の60分の1相当額を60カ月にわたり事業所得等の総収入金額に算入することになります。



問い合わせ

相馬税務署

TEL 0244-36-3111(代)

大熊町民の避難状況

【都道府県別】

平成27年12月1日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	31	埼玉県	402	岐阜県	5	鳥取県	-	佐賀県	3
青森県	23	千葉県	241	静岡県	23	島根県	-	長崎県	2
岩手県	2	東京都	290	愛知県	7	岡山県	2	熊本県	-
宮城県	189	神奈川県	178	三重県	8	広島県	-	大分県	9
秋田県	22	新潟県	241	滋賀県	-	山口県	-	宮崎県	14
山形県	45	富山県	6	京都府	7	徳島県	-	鹿児島県	1
福島県	8,193	石川県	16	大阪府	20	香川県	1	沖縄県	8
茨城県	459	福井県	6	兵庫県	7	愛媛県	2	生存のみ確認	5
栃木県	186	山梨県	5	奈良県	-	高知県	-	合計	10,777
群馬県	85	長野県	9	和歌山県	2	福岡県	22		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	231	南相馬市	232	矢吹町	15
会津若松市	1,457	伊達市	13	塙町	5
郡山市	1,017	本宮市	33	玉川村	5
いわき市	4,479	桑折町	6	三春町	47
白河市	72	大玉村	25	小野町	14
須賀川市	93	鏡石町	13	広野町	36
喜多方市	55	猪苗代町	11	川内村	4
相馬市	96	会津坂下町	22	新地町	23
二本松市	44	会津美里町	28	その他	38
田村市	59	西郷村	20	合計	8,193

福島県内避難者数	8,193
福島県外避難者数	2,579
合計（海外、不明を除く）	10,772

福島県内避難世帯数	3,663
福島県外避難世帯数	1,253
合計	4,916

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

12月7日HP更新

No.	住所(測定位置)		空間線量率(μSv/h)								線量計	
			10/7	10/15	10/21	10/29	11/4	11/12	11/18	11/26		12/2
23	夫沢	西北西約2.3km	6.4	6.5	6.7	6.5	6.2	6.3	6.2	6.2	6.3	NaI
25	野上	西約14km	1.2	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	NaI
26	野上	西約11km	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	1.0	NaI
29	夫沢	西約2.4km	7.3	7.5	7.3	7.6	7.4	7.3	7.0	7.1	7.2	IC
30	夫沢	西約2.6km	8.8	9.1	8.8	8.8	8.4	8.5	8.2	8.5	8.6	NaI
34	大川原	西南西約7.5km	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.8	NaI
35	野上	西南西約6.6km	3.7	3.9	4.0	3.8	3.4	3.5	3.6	3.6	3.7	NaI
36	下野上	西南西約4.8km	2.9	2.8	2.9	2.8	2.3	2.7	2.7	2.7	2.7	NaI
37	夫沢	西南西約3.0km	20.9	21.0	21.3	21.4	20.8	20.3	19.5	21.0	21.3	IC
38	小入野	西南西約3.4km	2.8	2.9	2.9	2.8	2.8	2.7	2.8	2.8	2.9	NaI
47	熊川	南南西約3.7km	15.8	16.4	16.4	16.1	14.9	14.1	14.9	14.8	15.4	NaI
50	熊川	南約4.0km	6.9	7.1	7.3	7.0	6.6	6.5	6.4	6.7	6.9	NaI

線量計の種類 NaI : NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値 / IC : 電離箱による値
(測定実施者:電力会社)

問い合わせ

原子力規制庁 監視情報課

TEL 03-5114-2125



富岡町からのお知らせ

既存管理型処分場の活用容認に係る町長メッセージ

12月4日HP更新

町民の皆さまへ

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から、4年9カ月という長い年月が経とうとしておりますが、避難生活は続いており大変ご苦勞をされていることに対し、心からお見舞い申し上げます。

さて、一昨年12月に環境大臣及び復興大臣より要請を受けておりました町内の既存管理型処分場「フクシマエコテッククリーンセンター」を活用した特定廃棄物の埋立処分事業につきましては、およそ2年間にわたり、議会全員協議会や行政区長会、県内外での町民説明会等を複数回開催し、それぞれのお立場で、実に様々な、そして率直なご意見をいただいたところです。

その多くは、施設の立地場所や安全性、国の責任の明確化、町民の安心の確保、風評被害、帰還意欲の阻害などについてのご懸念でありました。私としても、当然のご意見、ご懸念であるとの思いでした。

一方で、管理型処分場は、当町のみならず双葉郡や福島県の復興を果たすためにもどうしても必要な施設であることも理解するところであります。

そもそも迷惑施設であることには間違いなく、町民の皆さまのご懸念を一点の曇りなく完全に払拭することは極めて困難であります。限りなくそれに近づけるべく、皆さまから寄せられました様々なご意見を真摯に受け止め、何よりも町民の安全を確保できるか、帰還意欲の阻害や風評被害などの懸念をいかに解消できるか、長期的展望のもと町の発展に寄与する対応がなされているかなどについて、町議会を始め福島県や搬入路がある楢葉町とともに度重なる議論、検討を経て、国へ申し入れをしましました。

当初の国の対応は、決して十分と言えるものではありませんでしたが、多くの町民の皆さまが抱く古里への思いを胸に、粘り強く求めてきた結果、施設の国有化をはじめ複数の追加安全策、中長期の展開を視野に入れた地域振興策等の国の対応策が新たに示されました。私としては、総じて国は、町や議会の意向を踏まえ、真摯に対応しているものと一定の評価をするものであります。

更にこのほど、広域自治体の長である福島県知事から、これまでの国の対応について一定の評価をし、福島県の環境回復を図る上で大変重要な役割を果たす必要な施設であり、処分場の活用を容認したい旨の話がありました。

次ページへ続きます 

知事のご発言は、今もなお富岡町や楡葉町が大変厳しい状況に直面していることを十分理解いただいた上での、更には、福島県の早期の環境回復を心より願う苦渋の決断として、重く受け止めたところであります。

管理型処分場は、当町や双葉郡の復興だけでなく、今もなお避難生活を余儀なくされる富岡町民を快く受け入れていただいております県内各市町村の復興を果たすために必要な施設であると考えます。

これまでの2年間にわたる議論や国の対応状況、知事のお考えなどを十分踏まえ、私なりに熟考を重ねてまいりました。

私としましては、国による地元への丁寧な対応はもとより、国及び県が、両町の早期復興に向け最大限取り組むことなどを強く申し入れた上で、千年に一度ともいわれるこの複合災害を克服し、古里の一日も早い復興を確実に進めるため、まさに苦渋の決断ではありますが、管理型処分場の活用を容認することとし、本日、国を代表して出席されました環境大臣、復興副大臣にお伝えしました。

「町民は生まれ育った古里の再生と早期復興を願い日々汗を流しています」

「町民は子や孫たちに自慢の古里をしっかりと引き継がなければならないとの使命感があります」

この度の私の決断は、国が、こうした町民の思いを全身で受け止め、安全・安心の確保や地域振興策などに責任をもって対応し、結果を積み重ねるよう申し入れた上での苦渋の決断であります。

環境大臣、復興副大臣に対しましては、このことを決して忘れることのないよう改めて強く申し伝えました。

受け入れにあたっての町民のみなさまのご懸念は、私も重く受け止めており、今後とも、国において責任を持ってしっかりと対応するよう求めてまいります。

町といたしましても、古里の早期復興を果たし、町民の皆さまの豊かな生活を取り戻すべく、今後とも復旧・復興事業等に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますよう心よりお願い申し上げます。

平成27年12月4日

富岡町長 宮本皓一

櫻井よしこ氏講演会・パネルディスカッションのご案内

12月7日HP更新

とき・ところ

12月20日(日) 午後2時開始(午後1時30分開場)
 広野町中央体育館 ※午後5時終了予定

主催

NPO法人ハッピーロードネット

後援

双葉地方町村会・相馬青年会議所・原町青年会議所・
 浪江青年会議所・南双葉青年会議所・いわき青年会議所

※入場無料、事前申し込み不要

いまこそ双葉がひとつになるとき！
 ～歴史をつくるのは君たちだ～

歴史を変えることはできないが、
 未来をつくることはできます。
 30年後の故郷に向けて
 双葉郡住民と
 支えてくださる方々と共に
 将来の双葉郡像を話し合い
 住民主導による
 双葉郡復興再生へ向けて
 歩んでいきましょう！

櫻井よしこ氏 講演会 パネルディスカッション

パネルディスカッション
 『～未来をつくるのは俺たちだ～』
 パネリスト
 ○櫻井 よしこ氏 - 国家基本問題研究所理事長 -
 ○遠藤 秀文氏 - (株)ふたば代表取締役 2012年度 復興10周年記念大会最優秀賞 -
 ○黒川 浩氏 - (公社)日本青年会議所 2012年度 復興10周年記念大会最優秀賞 -
 ○櫻 井 氏 - 復興10周年(株)東北生活環境有価証券と事務局代表
 コーディネーター
 福島大学経済学部長
 関沼 博氏

平成27年
12月20日(日) ■開場 13:30 ※17:00
 ■開始 14:00 ■終了予定
 広野町中央体育館 ※事前申込み 不要

◆問合せ先: E-mail: office@happyroad.net
 電話: 080-6014-4372 事務局
 主催: NPO法人 ハッピーロードネット
 後援: 双葉地方町村会・(一社)相馬青年会議所・(一社)原町青年会議所・
 (一社)浪江青年会議所・南双葉青年会議所・(公社)いわき青年会議所

問い合わせ

NPO法人ハッピーロードネット事務局

TEL 080-6014-4372

富岡町民の避難状況

【都道府県別】

平成27年12月1日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	63	埼玉県	522	岐阜県	4	鳥取県	1	佐賀県	3
青森県	31	千葉県	461	静岡県	54	島根県	22	長崎県	7
岩手県	24	東京都	712	愛知県	54	岡山県	11	熊本県	8
宮城県	247	神奈川県	403	三重県	4	広島県	11	大分県	13
秋田県	24	新潟県	269	滋賀県	12	山口県	14	宮崎県	9
山形県	28	富山県	6	京都府	12	徳島県	9	鹿児島県	15
福島県	10,841	石川県	19	大阪府	36	香川県	3	沖縄県	19
茨城県	629	福井県	17	兵庫県	11	愛媛県	10	海外	13
栃木県	217	山梨県	24	奈良県	10	高知県	6	合計	15,153
群馬県	167	長野県	52	和歌山県	5	福岡県	21		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	396	南相馬市	128	矢吹町	31
会津若松市	171	伊達市	17	玉川村	9
郡山市	2,797	本宮市	44	平田村	9
いわき市	5,986	桑折町	4	三春町	298
白河市	100	国見町	7	小野町	23
須賀川市	87	大玉村	194	広野町	64
喜多方市	34	鏡石町	9	川内村	26
相馬市	53	猪苗代町	20	新地町	15
二本松市	41	会津美里町	11	その他	69
田村市	151	西郷村	47	合計	10,841

福島県内避難者数	10,841
福島県外避難者数	4,312
合計	15,153

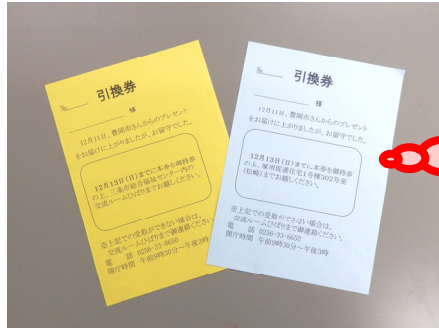
福島県内避難世帯数	5,639
福島県外避難世帯数	2,320
合計	7,959

豊岡市からのプレゼントを留守のため受け取れなかった方へ

留守のお宅には「引換券」を置いておきますので、受け取りにお越しく下さい。

- 受取場所**
- ・雇用促進住宅にお住まいの方……………1号棟302号室
 - ・雇用促進住宅以外にお住まいの方……交流ルームひばり

受取期限 12月13日(日)



(水色) 雇用促進住宅の方用
(黄色) 雇用促進住宅以外の方用

引換券を
お忘れなく

問い合わせ

三条市役所 福祉課 福祉政策係

TEL 0256-34-5511 内線474

交流ルームひばり通信

お世話になった豊岡市への感謝の気持ちをお伝えませんか

今年もまた、豊岡市から年末恒例の贈り物を頂戴いたしました。
今年度(5回目)を区切りとし最後となります。これまで支援し続けてくださったことへの感謝の気持ちをお伝えしませんか。

今回の浜通り×さんじょうライフと一緒に、メッセージを書いて
いただく用紙をお届けしました。

書いていただいたメッセージは、ひばりで編集し、色紙(特注)と
して支援団体(10団体)にそれぞれお送りいたします。

また、個人的にお礼などをお考えの方は、ひばりにご相談いただ
ければ、一緒にお送りすることも可能です。

ご協力をよろしくお願いいたします。

※メッセージ用紙は、次回の浜通り×さんじょうライフの配布日
12月17日(木)にお渡しいただくか、交流ルーム「ひばり」まで
お持ちください。



問い合わせ 交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650

12月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				10日 ひばり休み	11日 豊岡市からの プレゼント 配布 版画教室 浜通り配布	12日
13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日
南相馬市との懇談会		ひばり休み	ひばり茶話会	ひばり休み 浜通り配布		
20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日
Xmas プレゼント 配布最終日	ひばり 午後休み	ひばり休み	天皇誕生日 版画教室	ひばり休み 浜通り配布		

交流ルーム「ひばり」年末年始のお休み 12月29日(火)～1月3日(日)

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
双葉町	0246-84-5200	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
大熊町	0120-26-3844	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している世帯数と人数(2015.12.9現在)

市町村名	世帯数	人数
南相馬市小高区	33	74
南相馬市原町区	5	8
南相馬市鹿島区	-	-
浪江町	7	18
双葉町	4	8
大熊町	-	-
富岡町	1	1
川内村	1	3
いわき市	1	5
郡山市	5	12
合計	57	129

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511